

神戸市立青少年科学館展示室等更新調査検討補助業務  
仕様書

## 神戸市立青少年科学館展示室等更新調査検討補助業務仕様書

### 1. 業務名

神戸市立青少年科学館展示室等更新調査検討補助業務委託

### 2. 業務の目的

神戸市立青少年科学館は1984年の開館以来41年目を迎える。開館以来数年ごとに少しずつ更新を重ねたが展示物の陳腐化が進み、施設を含め科学館自体の古さが目立つようになった。そこで、全館の大規模リニューアルを実施するため、2023年5月に展示更新検討会を立ち上げ、「神戸市立青少年科学館展示更新基本計画第1期」（以下「基本計画」という。）で全体の基本構想と第1期のリニューアル整備概要を策定し、それに基づき1階の2つの展示室のリニューアルを実施した。昨年、第2期のリニューアル整備概要を策定し、現在北館の2階・3階のリニューアルを実施中であり、来年3月完成予定である。

続いて、第3期として残り2つの展示室のリニューアルを実施し、大規模リニューアルを完遂したいと考えている。しかし、宇宙と情報という範囲も広く変化も早く、かつ、大きい分野であるため、各分野における最新の技術や知見を反映させ、かつ、陳腐化が起これにくい展示構成について時間をかけて検討する必要がある。また、当初大規模リニューアルの計画を開始した2023年と比較して物価が高騰しているため、適切な資金調達や予算の配分を検討するためにも正確な予算額を把握することとも重要であると考え、今年度、外部専門委員を構成員とする「神戸市立青少年科学館第3期展示更新調査検討会（仮称）」（以下「検討会」という。）を設置し、第3期のリニューアル整備概要をまとめ、「神戸市立青少年科学館展示更新基本計画第3期（以下「基本計画第3期」）」を策定する。

本業務は、第2・第3展示室の展示室の今後の改修に向けて、先進事例調査、改修に係る概算費用の設定、改修イメージの作成、改修業務仕様書の作成を行うものである。受託者には、業務を担当するにあたり科学館での展示等のノウハウやアイデアといった高度な専門性や経験が求められる。またそれらの裏付けとなる事業実績を有することが望ましい。価格のみの競争では上記の条件に適合する業者が選定されとは限らないため、プロポーザルを実施する。

### 3. 業務概要

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| (1) 施設名称   | 神戸市立青少年科学館                   |
| (2) 場所     | 神戸市中央区港島中町7-7-6              |
| (3) 延床面積   | 12,298㎡                      |
| (4) 対象予定面積 | 第2展示室 約 803㎡<br>第3展示室 約 620㎡ |

### 4. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 5. 業務内容

#### (1) 先進事例調査

他施設における「情報」「宇宙」に関する展示事例や、リニューアル方針策定に必要となる情報の調査を行う。

収集した事例については、整理分析を行い内容を提供する。

#### (2) 概算事業費の算出

他施設の改修事例をもとに、リニューアルに要する概算事業費を算出し、資料を作成する。

- (3) リニューアルの方向性とイメージ作成  
リニューアルの方向性を検討・協議し、リニューアル後のイメージスケッチを作成する。
- (4) 神戸市立青少年科学館展示室等改修（第3期）業務仕様書案の作成  
検討会で出た意見や先進事例をもとに、神戸市の意図に則した仕様書を作成する。
- (5) 検討会への参加  
別途計画される検討会に参加すること。
- (6) 留意事項  
業務遂行に必要な神戸市が持つ資料は、必要に応じ神戸市が提供又は貸与する。

## 6. 成果品

検収検査完了後、下記内容を報告書として提出する

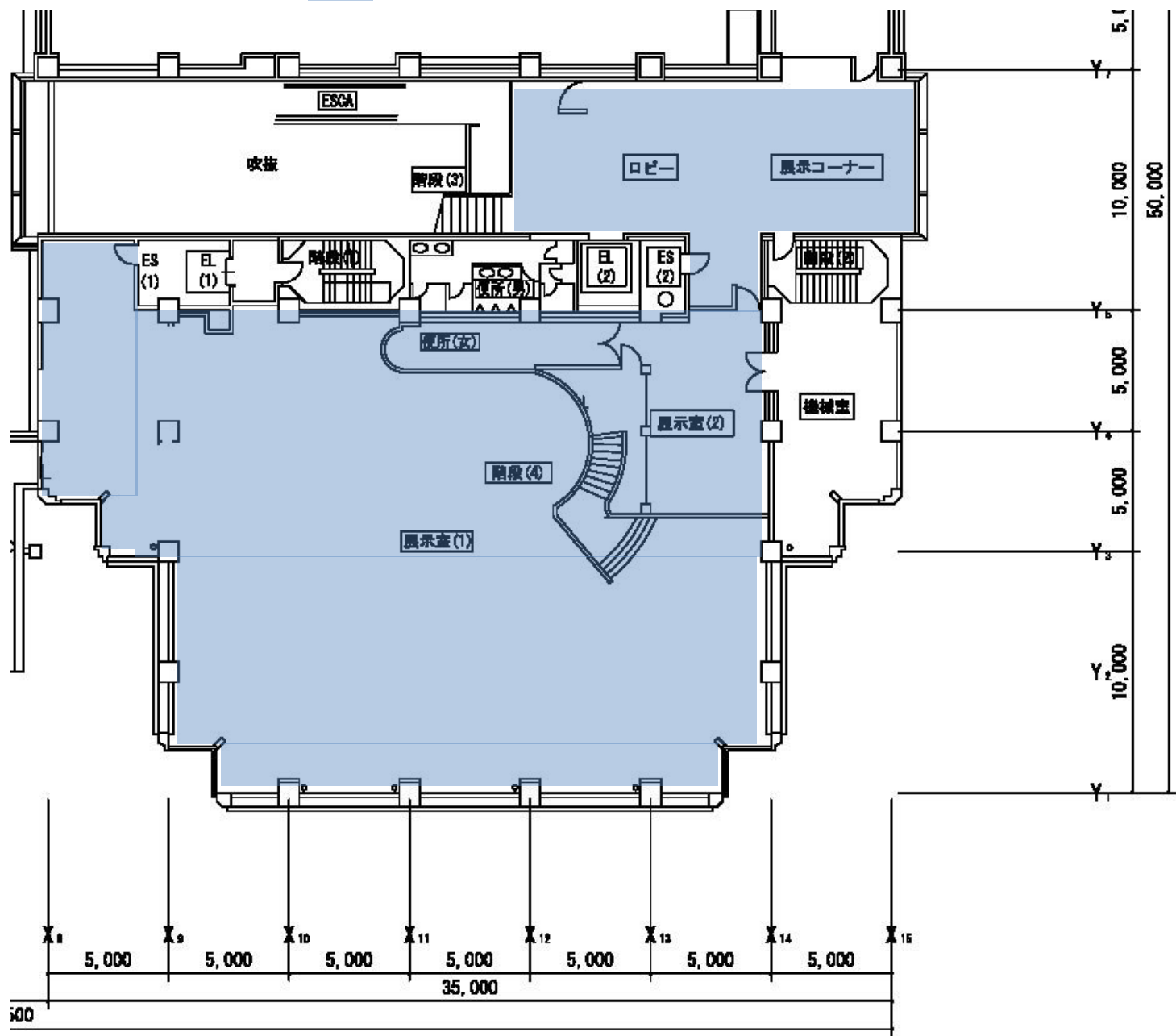
- (1) イメージパース                    A3判×4枚程度
- (2) 改修費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (3) 展示更新仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (4) 会議・打合せの資料及び議事録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (5) 上記書類のPDFデータ（ウイルスチェックの上）・・・・・・・・・・・・・・ CD等2枚

## 7. 支払

受注者は、本業務完了後、発注者の定める手続きに従って請求書を提出する。なお、支払いは一括払いとする。

## 8. 留意事項

- (1) 報告書作成にあたっては、神戸市から支給される骨子案の内容を遵守すること。
- (2) 受注者は、神戸市の条例、規則等を遵守し業務遂行にあたること。
- (3) 受注者は、関連機関の法令等を熟知し、かつその指示に従って慎重に業務を行うこと。
- (4) この業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権、著作権、利用権は、すべて神戸市に帰属するものとする。なお、提出されたデータ等は、施工業務の受注者に貸与し、施工業務にかかる図面作成等に利用することがある。
- (5) 業務完了後に、受注者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、この業務の遂行上知り得た情報等は、神戸市に許可なく第三者に公表、漏洩等をしてはならない。
- (7) 受注者は、個人情報の取り扱いについて、別紙「情報セキュリティ遵守特記事項」に定める事項を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法令及び神戸市情報セキュリティポリシー等の規定に準拠すること。
- (8) 受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (9) 受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ神戸市に書面により、神戸市の承認を得ること。
- (10) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、発注者と受注者において別途協議の上、対応するものとする。



3 階平面図 1:200

